

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和4年度
計画主体	新温泉町

新温泉町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 兵庫県新温泉町農林水産課
所在地 兵庫県美方郡新温泉町浜坂 2673-1
電話番号 0796-82-5626 (直通)
FAX番号 0796-82-3054
メールアドレス nousui@town.shinonsen.hyogo.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・ニホンジカ（以下「シカ」という）・ニホンザル（以下「サル」という）・ツキノワグマ（以下「クマ」という）・アライグマ・ヌートリア・カラス・カワウ・アナグマ・ハクビシン
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	新温泉町全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲、野菜等	2,154千円 1.66ha
シカ	水稲、野菜、造林木等	51,300千円 29.69ha
サル	野菜等	— —
クマ	果実等	— —
アライグマ	野菜等	— —
ヌートリア	野菜等	62千円 0.05ha
カラス	豆類等	128千円 0.06ha
カワウ	ヤマメ・アユの稚魚等	— —
アナグマ	野菜等	— —
ハクビシン	野菜等	— —
計		53,644千円 31.46ha

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

※データ：令和3年度農林業被害報告より

(2) 被害の傾向

本町の約83% (200 k m²) は山林で、豊かな自然環境を有する中山間地域である。その一方で、過疎・高齢化が年々進行し、人口に占める65歳以上の高齢者の割合は41.06%となっている。また、就業者の約8.3%が農業従事者であり、自給的農家の割合が全農家戸数の45.9%を占めている。

また、販売農家の80.9%が1ha未満の小規模農家で、典型的な中山間地域農業の特徴を有している。したがって、過疎・高齢化の進行による農業の衰退が耕作放棄地を増加させ、野生動物の新たな生息環境を作り出すと共に、山林の手入れ不足による生息域の拡大、生息頭数の増加といった悪循環に陥っている。

①イノシシ

以前は、農業被害の大部分はイノシシであったが、捕獲活動及び電気柵、防護柵の設置により、平成18年頃被害は減少した。その後再び被害が増加したものの、令和元年を境に捕獲頭数、目撃等が減少している。しかし、依然として一部地域では農地の畦や水路、法面等で食害、掘り返しによって法面等が崩壊する被害や住民の生活圏内への出没等の被害が確認されている。

②シカ

平成29年頃から徐々に生息頭数、捕獲頭数が増加し、近年は町全域で水稲、野菜等の食害だけでなく集落内への出没による庭木の食害が発生しており、地域住民からの不安の声が上がっている。また、山林内でも下層植物の衰退が確認されており森林の公益的機能の低下及び生物多様性が懸念される状況にある。現在も生息頭数は増加しており、さらなる被害の拡大が懸念される。

③サル

年間を通して1頭あるいは数頭のはぐれ猿による畑作物を中心とした被害が確認されている。また、集落内(住宅街)での出没及び居座るなどの行動、人に対して恐れるどころか威嚇行動をする悪質な個体、近年では家屋に侵入する個体も確認されている。特に認定こども園・小学校では、通園・通学時に出没し人的被害を発生させることが想定され、学校関係者から不安の声も聞かれており、精神的不安の解消も求められる。

④クマ

本町の特産物である梨は、クマの食害及び後継者問題の観点から、生産農家数と生産量が減少傾向にある。また、集落付近では、春の雪解け後まもなく出没する個体も確認されており、集落内を徘徊する等住民の精神的被害が発生している。クマの目撃は年によってバラつきがあるものの、奥地森林での堅果類の豊凶次第では今後の更なる被害拡大が懸念される。

⑤アライグマ

平成18年頃に住宅街で生息が確認され、年数頭であるが捕獲を実施している。被

害としては、住居に住み着き糞害及び室内を荒らす等の被害が発生している。近年、空き家が増えたことによる個体数の増加及び生息域の拡大の恐れが懸念される。

⑥ヌートリア

平成21年頃より目撃情報が寄せられ、平成22年から平成23年に集中的に捕獲を実施したものの、その後徐々に生息域が拡大し、岸田川主流等での目撃情報が多数寄せられている。主に農地での被害が中心であり、生息域の拡大による被害の増加が懸念される。

⑦カワウ

町内を流れる岸田川において、年間を通してアユ（5月）・ヤマメ（11月）・サケ（3月）の放流事業直後の稚魚に対する被害が発生している。

但馬地域カワウ対策協議会による広域捕獲を実施しており、捕獲実績も出ているが、依然として被害が拡大している。

⑧カラス

町全域で畑作、果樹園を中心とした被害、春から夏にかけての水稻などで発生している。

近年被害は減少傾向にあるが、依然として被害が発生している。

⑨アナグマ

平成24年頃より集落周辺の耕地等で目撃されるようになり、主として畑の農作物に被害を発生させている。近年被害状況は減少傾向にある。

⑩ハクビシン

近年町全域で被害が確認されている。特に、民家に住み着き糞害、部屋を荒らされる等の被害が増加しており、集落周辺の耕地等で野菜や果実の被害が発生している。生息区域の拡大により被害の拡大が懸念される。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）		目標値（令和7年度）	
	被害額	面積	被害額	面積
イノシシ被害	2,154千円	1.66ha	1,507千円（30%減）	1.16ha（30%減）
シカ被害	51,300千円	29.69ha	35,910千円（30%減）	20.78ha（30%減）
サル被害	—	—	—	—
クマ被害	—	—	—	—
アライグマ被害	—	—	0千円	0千円
ヌートリア被害	62千円	0.05ha	0千円	0千円
カラス被害	128千円	0.06ha	89千円（30%減）	0.042ha（30%減）
カワウ被害	—	—	—	—
アナグマ被害	—	—	—	—
ハクビシン被害	—	—	—	—

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>①新温泉町有害鳥獣捕獲班による鳥獣捕獲及び処理を行っている。また、新規の狩猟免許取得者の助成事業を実施し、人材の確保を図っている。</p>	<p>有害鳥獣捕獲班員数は十分であるが、班員の高齢化及び担い手となる捕獲従事者の育成、平日に活動できる従事者の確保が大きな課題である。</p>
	<p>② イノシシ・シカ 有害発生地区に対し箱罠、囲い罠の導入助成を行い、地元が中心となった有害捕獲を実施。特に近年生息頭数が増加しているシカについては有害鳥獣捕獲班員に対しくくり罠の導入を行い、更なる捕獲頭数の増加に努めている。 捕獲後の止め刺しを捕獲班が行い、処理については、新温泉町鳥獣処理施設において、ペットフード原料として活用するとともに、地元によ</p>	<p>既設の箱罠、囲い罠は補修をして使用しているが、耐用年数を過ぎており老朽化が著しい。今後更新が必要な箱罠、囲い罠の増加による費用負担が課題である。 くくり罠の普及拡大、ICTの導入による囲いわな等での一斉捕獲の実施、捕獲技術の向上、研修等が必要である。</p>

<p>る自己利用及び利用不可能な個体は埋設を行っている。</p>	
<p>③ クマ ツキノワグマ管理計画に基づき防御、及び追い払い等の効果が期待できない場合に捕獲を行っている。その場合の有害捕獲については原則殺処分をしている。</p>	<p>捕獲を試みても、捕獲できずに被害が続くケースがある。効率的な捕獲方法の検討が必要である。</p>
<p>④ サル 人慣れ又は人に向かって威嚇してくる個体については、ニホンザル管理計画に基づき、捕獲活動を実施している。</p>	<p>捕獲後の処分方法の検討が必要である。</p>
<p>⑤ カラス 農家による自衛対策の必要性を啓発し、テグス・ネット等による侵入防止対策を実施している。</p>	<p>自衛対策・捕獲対策双方について、今後も専門機関からの派遣も含めて、有効な対策を講じる必要がある。</p>
<p>⑥ カワウ 関係機関（岸田川漁協）の追い払い、但馬地域カワウ対策協議会による広域捕獲を行っている。</p>	<p>関係機関により、定期的な追い払い活動を行っているが、依然として被害が出ている状況である。今後は広域捕獲に加え、釣り針での捕獲方法についても検討が必要である。</p>
<p>⑦ アライグマ・ヌートリア 箱罠の導入と併せ、被害拡大防止の啓発を実施。又出没・目撃情報に併せて捕獲班による迅速な捕獲活動を実施している。</p>	<p>アライグマについては、民家内等に住み着く傾向があるため、防護の啓発と併せて引き続き捕獲活動を強化する必要がある。 ヌートリアについては、年間をとおして出没・目撃情報があり、今後全町域で更なる捕獲の強化が必要である。</p>
<p>⑧ アナグマ・ハクビシン 農作物への被害状況により、捕獲を実施している。</p>	<p>防護対策が不十分な箇所から耕作地へ侵入しているため、適切な施設の管理とその方法についての啓発が必要である。</p>

防護柵の設置等に関する取組	<p>①イノシシ・シカ</p> <p>町内の各地区において、集落で電気柵及びトタン柵、メッシュ金網等を広域的に設置されている。また、平成24年より補助事業を活用して電気柵、令和元年より金網柵も導入を行っている。</p>	<p>特にシカに対応する施設整備の必要が生じるため、これらを含めて検討及び設置の必要性を啓発、導入が必要である。又農地周辺の環境整備も併せて取組む必要がある。</p> <p>また、耐用年数経過となった電気柵等の更新及び金網柵の普及に加え導入後の維持管理における指導が必要である。</p>
	<p>②クマ</p> <p>兵庫県の県民緑税を活用した事業により、モデル的に強度の間伐実施及び人と動物の棲み分け緩衝帯（バッファゾーン）設置に取り組んだ。</p> <p>今後も引き続き同様の緩衝帯設置の推進を図る。</p> <p>また、地域ぐるみでの集落周辺の誘引物（放任果樹等）の除去にも取り組んだ。</p>	<p>クマについては有効な防護対策が部分的にできていない。特に果樹園等においては、電気柵等の効果的な設置が課題である。</p> <p>集落周辺部については、引き続き地域ぐるみで誘因物除去などの防護対策の推進、啓発を図ることが必要である。</p>
	<p>③サル</p> <p>エアガン並びに花火を導入し、出没地域の住民による追い払い活動をしている。</p> <p>檻、くくり罠による捕獲を実施している。</p>	<p>まだ集団的、組織的な活動が出来るところまで達していない。今後は活動強化策等の検討が必要である。</p> <p>また、出没があるものの、追い払い隊の組織が進まない地区に対しての啓発、推進が急務である。</p> <p>人慣れ又は人に向かって威嚇してくる個体については、檻・銃器による捕獲を検討する必要がある。</p>
	<p>④ 獣害対策の啓発・普及対策</p> <p>令和元年度より鳥獣被害集落自立サポート事業に取り組み、集落へ獣害の専門業者からの捕獲に関する指導及び防護柵の維持管理方法等に関する対策を行っている。</p>	<p>今後も専門業者及び獣害対策チームによる対策指導を推進し、獣害対策の啓発・普及に努め、集落ぐるみの対策に繋げていくことが必要である。</p>

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

町全体で鳥獣被害防止対策を推進するため、新温泉町野生動物被害対策推進協議会（平成20年度設立）により、個体数調整、被害防止対策、生息環境管理の総合的な対策を実施する。

1. 個体数調整

有害鳥獣捕獲班の高齢化及び平日に活動できる人材の不足が課題であるため、狩猟免許試験講習会の費用助成等を実施し、狩猟免許所持者の確保・育成を図る。また、県が三木市吉川町で整備をすすめる「兵庫県立総合射撃場（仮称）」において、銃猟及び、わな猟による捕獲従事者の育成や捕獲技術の向上を進める。

イノシシ、シカの有害鳥獣捕獲を推進するため、移動可能な箱罠の導入やICTを用いた囲い罠の設置、既設猟具の補修、改良を行う。箱罠、囲い罠の導入に当たっては、現在分布域が拡大しているシカに対応できる規格とし、分布最前線区域を重点においた捕獲を実施する。また、生息頭数が増加しているシカについてはくくり罠での捕獲が有効であるため、くくり罠の導入をすると共に普及を推進する。

カラス、カワウについては、今後も自衛対策を図るものの、必要な場合は専門機関からの派遣により有効な対策を検討する

特定外来生物のアライグマ、ヌートリアについては、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年6月2日法律第78号）及び新温泉町防除計画により被害の有無に関わらず捕獲を実施し、箱罠の導入及び捕獲班の技術向上、体制強化を図る。

アナグマ、ハクビシンについては、防護対策の実施を指導することを基本とし、被害発生抑制を推進するが、特定の場所に何度も出没を繰り返す場合は、必要に応じて箱罠による捕獲を実施する。

2. 被害防止対策

有害鳥獣の生態を学習し、誘引物の除去や周辺環境整備など、有害鳥獣の出没しにくい集落作りを進める。特に人間の生活圏に出没するクマ、サル対策にあたっては、柿などの果樹の伐倒や屋外干しをしている果実を撤去するなど、住民自らの誘引物除去の必要性を推進する。また、防護柵に設置にあたっては、イノシシ・シカ・クマなど複数の野生動物に対応可能な構造を基本とし、正しい設置と適切な維持管理に努める。

3. 生息環境管理

県民緑税を活用した野生動物共生林整備事業に積極的に取り組み、バッファゾーンの設置により集落周辺環境の整備を行い、既存の防護柵と一体となった事業効果を発揮させるように努める。また、地域住民やボランティア等による自発的な災害に強い森づくり整備活動（バッファゾーン整備等）を支援することで、放置された森林の整備を積極的に行い、野生鳥獣の生息環境としての森林の質の向上に努める。耕作放棄地については、牛の放牧の活用等を検討し、野生鳥獣の

新たな生息環境とならないよう努める。

4. 普及啓発

1～3の総合的な対策を円滑に進めるため、町の広報や文字放送などを活用し、野生鳥獣の生態やその対策について周知を図る。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

対象鳥獣の捕獲作業は、新温泉町鳥獣被害防止計画に基づき実施し、新温泉町野生動物被害対策推進協議会の構成団体である新温泉町有害鳥獣捕獲班を中心に、各構成団体の協力体制のなかで実施する。

新温泉町有害鳥獣捕獲班は、兵庫県猟友会新温泉支部の会員から町長が依頼した者で組織する。また、住所を有する集落内でのみ捕獲活動が可能な地区捕獲員を認定し捕獲作業を実施する。

捕獲班員は、町内各自治会等と協力し、捕獲檻の維持管理に努め、特に法令違反の無いよう各自治会等と十分な協議を行いながら、鳥獣の捕獲に努める。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ シカ	鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保（免許取得助成）10名 くくり罠の導入 500基 捕獲檻の導入 10基
	アライグマ ヌートリア	捕獲檻の貸出
6年度	イノシシ シカ	鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保（免許取得助成）10名 くくり罠の導入 500基 捕獲檻の導入 10基
	アライグマ ヌートリア	捕獲檻の貸出
7年度	イノシシ シカ	鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保（免許取得助成）10名 くくり罠の導入 500基 捕獲檻の導入 10基
	アライグマ ヌートリア	捕獲檻の貸出

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

兵庫県が作成する、特定鳥獣保護管理計画との整合性を考慮しながら、地域の被害状況を勘案し、捕獲許可申請し捕獲を実施する。

①イノシシ

町内全域を対象に実施する。県の管理計画で捕獲目標頭数は示されていないので、令和元年度746頭、令和2年度379頭、令和3年度428頭の捕獲実績である。近年の捕獲実績等を考慮し、年間目標頭数を500頭とし、被害解消を図るものとする。

基本的な捕獲活動は、くくりわな及び各集落に設置した捕獲檻により、地区と捕獲班が協力して捕獲に取り組むこととする。

②シカ

県の第3期ニホンジカ管理計画令和4年度事業実施計画において、新温泉町の最低捕獲目標頭数は、5,478頭（有害捕獲及び狩猟）と設定されており可能な限り捕獲することとする。本計画では、これまでの有害捕獲実績を考慮し、年間目標を初年度の令和5年度を、3,000頭とし、令和6年度、令和7年度を3,500頭とする。ただし、被害状況、生息状況等により管理計画との照合を図り、迅速に目標を変更するものとする。

基本的な捕獲活動は、くくり罠及び各集落に設置した捕獲檻により、地区と捕獲班が協力して捕獲に取り組むこととする。

③サル

はぐれサル被害であり、民家周辺での防除対策が中心となるため、主として追い上げ、追い払い活動を行い、特に悪質な個体については捕獲をおこなう。

④クマ

ツキノワグマ保護管理計画に基づき、注意喚起、誘引物の除去、防御、追い払いの対応を行う。それでもなお、学習効果が無く再度被害を発生させる個体や、人身被害が切迫している場合には、原則捕殺処分を前提とした有害捕獲をおこなう。

また、クマの捕獲においては、ドラム缶檻等専用の檻を使用する。加えて、ツキノワグマ保護管理計画において定める集落ゾーン、集落周辺ゾーンでは、シカ・イノシシ用の箱わなによる捕獲を実施する。

⑤アライグマ、ヌートリア

出没報告、目撃情報により、捕獲檻等により捕獲を行う。出没の形跡があるが、目撃に至らない場合は、捕獲檻を設置して可能な限り全てについて捕獲することとする。

⑥カラス

被害状況を踏まえ捕獲を実施する。

⑦カワウ

有効な捕獲対策を検討し生息数の減少を図り、可能な限り捕獲に努める。

⑧アナグマ、ハクビシン

防護対策の実施を指導することとするが、特定の場所に何度も出没を繰り返すし被害を発生させている場合は、必要に応じ箱罠による捕獲を実施する。

※捕獲期間としては、通年被害が出ていることから、年間を通じた有害捕獲について検討する。

※捕獲方法は、箱罠、囲い罠、くくり罠を基本に使用する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	500頭	500頭	500頭
シカ	3,000頭	3,500頭	3,500頭
クマ	必要最小限	必要最小限	必要最小限
サル	必要最小限	必要最小限	必要最小限
アライグマ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
ヌートリア	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
カワウ	必要最小限	必要最小限	必要最小限
カラス	必要最小限	必要最小限	必要最小限
アナグマ	必要最小限	必要最小限	必要最小限
ハクビシン	必要最小限	必要最小限	必要最小限

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容

捕獲方法は「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づく捕獲方法とする。

①イノシシ・シカ

町全域で年間を通じて、可能な限り実施する。

被害地域である集落に箱罾、ICTを用いた囲い罾、くくり罾等を設置し、集落での管理の下捕獲活動を実施する。

捕獲は新温泉町有害鳥獣捕獲班が実施する。

処理は、新温泉町鳥獣処理施設においてペットフード原材料として積極的な活用に努める。また、処理施設に搬入が難しい場合は、自己利用及び埋設処分とする。

県内の野生イノシシにおいて、豚熱感染が確認されていることから、感染拡大防止に向けて、捕獲強化を進めると共に、捕獲従事者の靴底、車両等の消毒を実施する等、防疫措置の徹底に取り組む。

②カワウ、カラス

実施時期を特に定めず必要に応じて実施するものとし、囲い罾及び銃器による捕獲に取り組む。銃器による捕獲については、一斉捕獲の取り組みも検討する。

③クマ

果樹園等に執着した個体や民家周辺に居つくような個体については、電気柵の設置と併用してドラム缶檻による捕獲を行う。実施時期は特に定めず必要に応じて行う。

④サル

町全域での取り組みであるが、出没により実施するため期間は年間通じて行う。追い上げ・追い払いを基本とし、体制整備の推進、啓発を図ると共に、特定の場所に何度も出没を繰り返す場合は、箱罾による捕獲を実施する。必要に応じて、銃器による捕獲も検討する。

⑤アライグマ、ヌートリア

出没を確認したもの全てに対し捕獲対策を実施する。形跡はあるが、確認できない個体については箱罾による捕獲を行う。

⑥アナグマ、ハクビシン

防護対策の実施を指導することを基本とし、被害発生抑制を推進する。しかしながら、特定の場所に何度も出没を繰り返す場合は、必要に応じて箱罾による捕獲を実施する。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

- (注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
町 全 域	アナグマ

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ ・シカ	1 田畑地防護柵 (電気柵、金網柵) 町全域 2 営農・耕作集団が効率的に圃場を囲う防護柵(電気柵、金網柵) 町全域	1 田畑地防護柵 (電気柵、金網柵) 町全域 2 営農・耕作集団が効率的に圃場を囲う防護柵(電気柵、金網柵) 町全域	1 田畑地防護柵 (電気柵、金網柵) 町全域 2 営農・耕作集団が効率的に圃場を囲う防護柵(電気柵、金網柵) 町全域

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 5年度	全体鳥獣	被害防止対策知識の普及と啓発 棲み分け緩衝帯（バッファゾーン）設置の取組み
	クマ	県民緑税による事業に取組む 事業完了後の緩衝帯の維持活動 放任果樹の除去等
	サル	追い払い活動の推進、支援
6年度	全体鳥獣	被害防止対策知識の普及と啓発 棲み分け緩衝帯（バッファゾーン）設置の取組み
	クマ	県民緑税による事業に取組む 事業完了後の緩衝帯の維持活動 放任果樹の除去等
	サル	追い払い活動の推進、支援
7年度	全体鳥獣	被害防止対策知識の普及と啓発 棲み分け緩衝帯（バッファゾーン）設置の取組み
	クマ	県民緑税による事業に取組む 事業完了後の緩衝帯の維持活動 放任果樹の除去等
	サル	追い払い活動の推進、支援

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追い払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

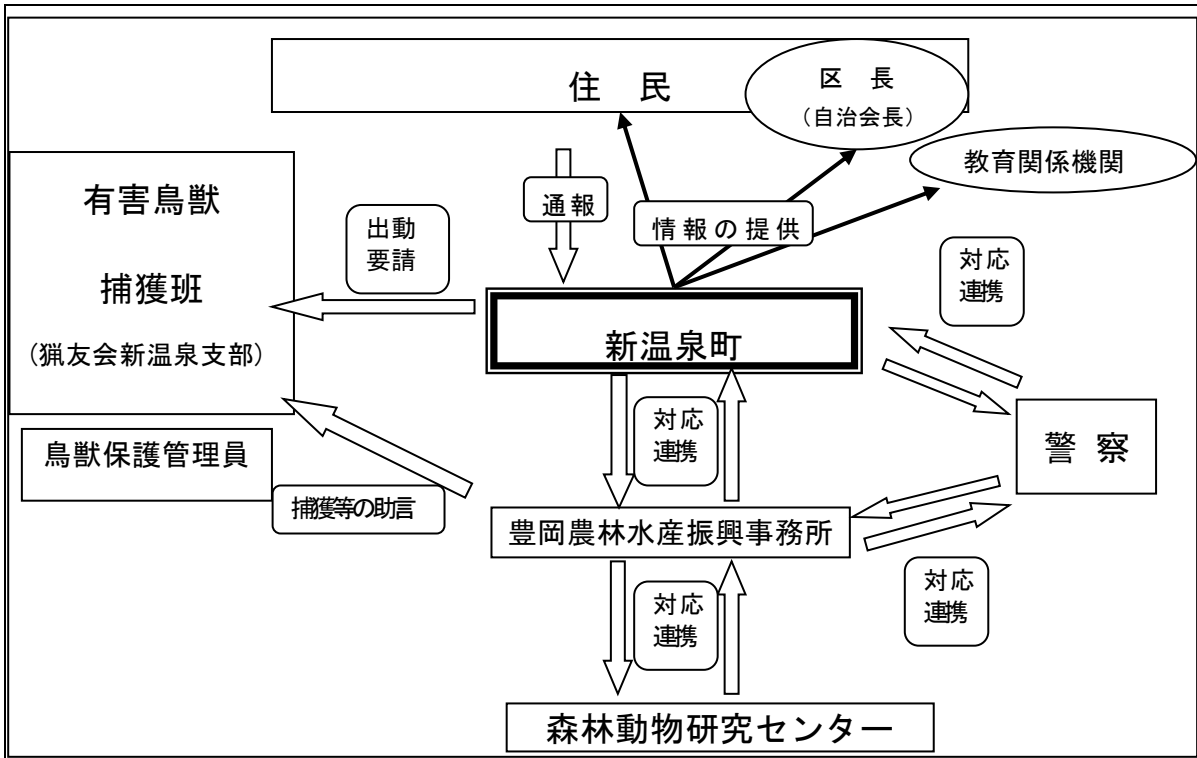
関係機関等の名称	役割
兵庫県豊岡農林水産振興事務所	情報の収集、整理・追い払い、捕獲技術の指導と助言
兵庫県森林動物研究センター	追い払い、捕獲技術の指導と助言
兵庫県美方警察署	住民の安全確保・道路交通の安全管理
新温泉町（鳥獣被害対策実施隊）	情報の収集・住民への情報提供・関係機関との連絡調整
猟友会新温泉支部・有害鳥獣捕獲班	追い払い、捕獲、殺処分時の対応

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣の処理については、新温泉町鳥獣処理施設においてペットフード原材料として積極的な活用に努める。また、処理施設に搬入が難しい場合は、自己利用及び埋設処分とする。

また、埋設処分については、町有害鳥獣捕獲班と関係自治会の協議により行うものとする。

ツキノワグマ、サルについては、兵庫県と協議し森林動物研究センターで学術研究の試料とする。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

現在、新温泉町鳥獣処理施設はシカ・イノシシをペットフード原材料として活用する施設であるが、専門業者等と協議しながら、地域特産品としての利用開発の可能性を探る。

- (注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。
- 2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	新温泉町野生動物被害対策推進協議会
構成機関の名称	役割
たじま農業協同組合	営農関連指導（被害防止営農指導）
北但西部森林組合	林務関連技術指導（被害防止営林指導）
猟友会新温泉支部・有害鳥獣捕獲班	有害鳥獣捕獲実施（個体数調整実施）
農会長会	有害鳥獣被害調査（現地被害調査実施）
新温泉町自治連合会	捕獲実施の住民への周知、被害報告
農業委員会	被害防止対策重点施策の検討
岸田川漁業協同組合	内水面関連被害調査・被害対策
県立但馬牧場公園	動物の識見者としての意見
鳥獣保護管理員	野生動物保護の立場からの助言

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
兵庫県美方警察署	住民の安全確保
兵庫県豊岡農林水産振興事務所	町の指導及び県鳥獣保護管理計画などの調整 (森林動物指導員) 野生動物共生林整備等の森林整備指導、生息地（森林）管理手法の検討・支援
兵庫県新温泉農業改良普及センター	営農技術普及推進、被害防止指導
兵庫県森林動物研究センター	野生動物対策の指導、クマ捕獲時の処置
(株)野生動物保護管理事務所	クマ捕獲時の処置
NPO法人上山高原エコミュージアム	自然の生体系を守り自然と共生する実践活動

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

被害対策については、新温泉町有害鳥獣捕獲班で実施する。

※令和7年度までに法第9条に基づく実施隊への移行を検討するよう努める。

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置

予定時期等について記入する。

- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

防護柵による有害鳥獣被害防止対策事業については、国、県の補助対象事業となるものを優先して取り組む。

事業実施にあたっては、各地区内で協議の整ったものから、緊急性を重視し、優先順位を決定し実施する。

(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

新温泉町森林整備計画にて、鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法は設定済みであるので、野生鳥獣の被害や生息の動向等に応じた広域かつ効果的な被害対策を行う。

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。